

農業遺産制度と 農業遺産オフィシャルサポーターについて

百年以上脈々と受け継がれる
世界に誇れる日本の農林水産業を
みんなの手で次の世代へ



2025年11月7日
農林水産省農村振興局鳥獣対策・農村環境課

世界農業遺産（GIAHS）とは？

(Globally Important Agricultural Heritage Systems)



世界的に



重要な



農林水産業の



遺産



システム

- ・ 2002年創設。国連食糧農業機関（FAO）が認定。
- ・ 社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ・シーンスケープ、農業生物多様性などが相互に関連して一体となった、**世界的に重要な伝統的農林水産業を営む地域（農林水産業システム）**。

日本農業遺産とは？

- ・ 2016年創設。農林水産大臣が認定。
- ・ FAOが定める認定基準では評価しきれない日本固有の特徴に着目して、独自の認定基準を加えて認定。

世界遺産との違い

■ 世界自然遺産・世界文化遺産

- UNESCO（国連教育科学文化機関）が実施。
- 遺跡や歴史的建造物、自然など「**有形の不動産**」を登録、保護・保存するもの。
- 「**手つかずの自然**」「**当時あった形**」のまま保存



■ 世界農業遺産（GIAHS）

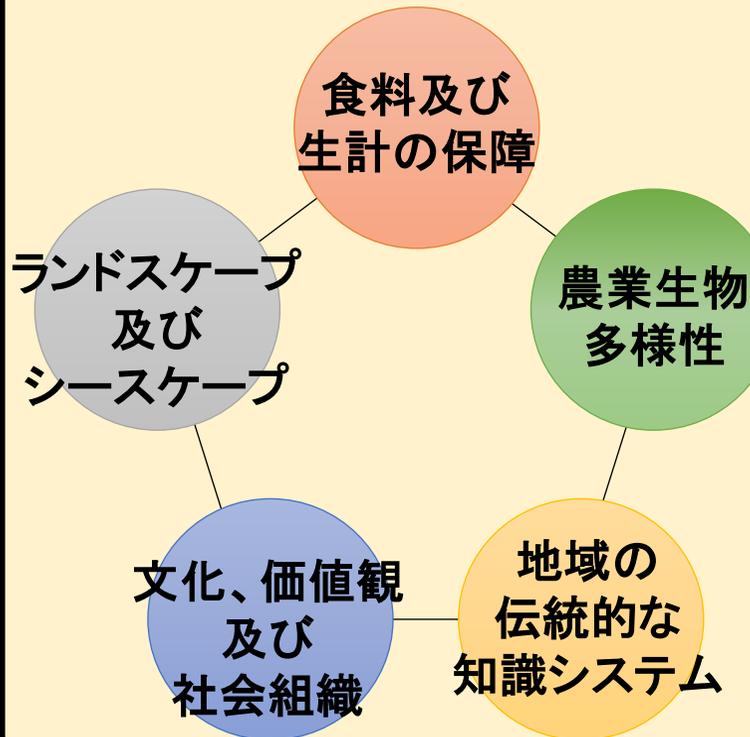
- FAO（国連食糧農業機関）が実施。
- 次世代に継承すべき伝統的な「**無形の農林水産業システム**」を認定。その保全と持続的な利用を図るもの。
- 「**進化する遺産**」「**生きている遺産**」



農業遺産の認定基準

日本農業遺産の認定基準

世界農業遺産の認定基準



日本農業遺産独自の認定基準

変化に対する
レジリエンス



多様な主体の
参画



6次産業化



日本国内の世界農業遺産認定地域（17地域）

世界農業遺産は世界で29カ国102地域、日本では17地域が認定されている。（令和7年8月現在）



日本農業遺産認定地域（28地域）

（令和7年8月現在）



福井県三方五湖地域
（平成30年度認定）



富山県氷見地域
（令和2年度認定）



新潟県中越地域
（平成28年度認定）



山形県最上川流域
（平成30年度認定）



岩手県東稲山麓地域
（令和4年度認定）



宮城県大崎地域
（平成28年度認定）



埼玉県比企丘陵地域
（令和4年度認定）



埼玉県武蔵野地域
（平成28年度認定）



山梨県峡東地域
（平成28年度認定）



静岡県わさび栽培地域
（平成28年度認定）



三重県鳥羽・志摩地域
（平成28年度認定）



三重県尾鷲市、紀北町
（平成28年度認定）



滋賀県琵琶湖地域
（平成30年度認定）



和歌山県高野・花園・清水地域
（令和2年度認定）



和歌山県海南市下津地域
（平成30年度認定）



和歌山県有田地域
（令和2年度認定）



沖縄県多良間地域
（令和6年度認定）



兵庫県兵庫美方地域
（平成30年度認定）



兵庫県丹波篠山地域
（令和2年度認定）



兵庫県朝来地域
（令和6年度認定）



兵庫県北播磨・六甲山北部地域
（令和6年度認定）



兵庫県南あわじ地域
（令和2年度認定）



島根県奥出雲地域
（平成30年度認定）



徳島県にし阿波地域
（平成28年度認定）



徳島県県南地域
（令和6年度認定）



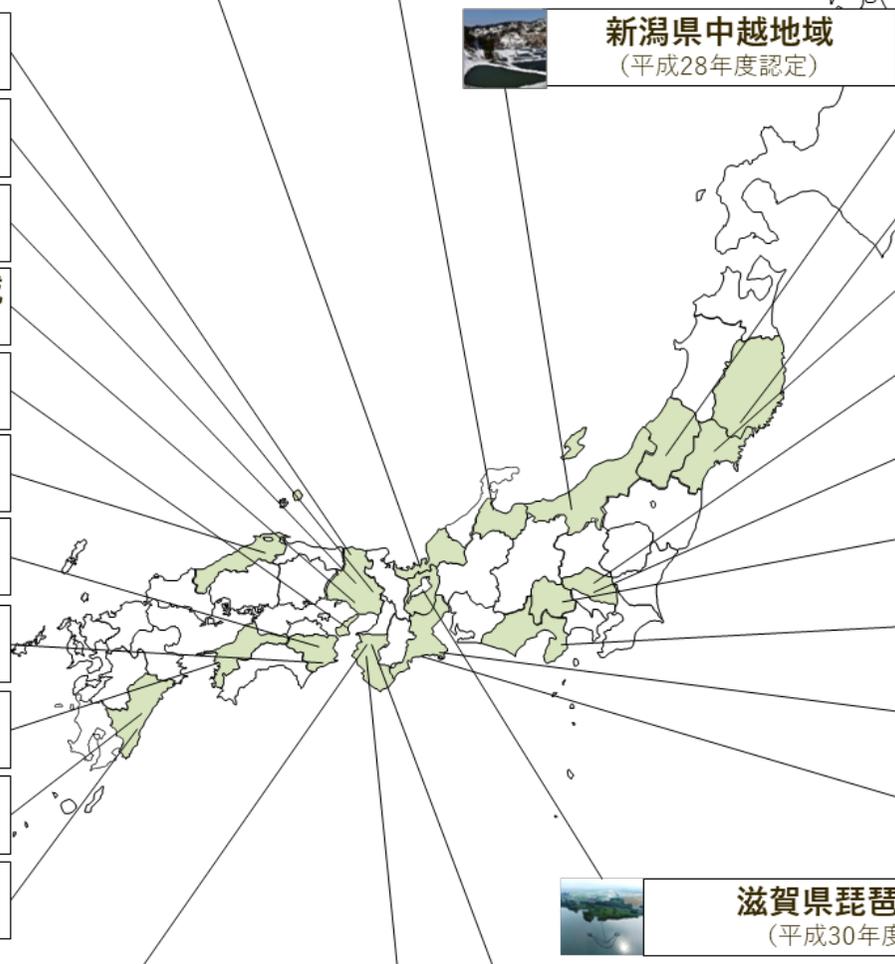
愛媛県南予地域
（平成30年度認定）



宮崎県田野・清武地域
（令和2年度認定）



宮崎県日南市
（令和2年度認定）



認定の効果

1. 地域住民の自信と誇りの醸成

- ✓ 地域が維持してきた価値の再確認
- ✓ 児童・生徒が生まれ育った**地域への理解と誇り**を醸成
- ✓ 農業遺産の継承を担う**次世代の地域住民の育成**



農業遺産をわかりやすく説明した
子供向け資料
／宮崎県高千穂郷・椎葉山地域



農業者から話を聞く
高校生達



① 国東半島宇佐地域世界農業遺産
高校生「聞き書き」作品集



高校生「聞き書き」作品集
／大分県国東半島宇佐地域

2. 農産物の付加価値の向上、ブランド化

- ✓ 環境にやさしい伝統的農法で作られていることなど
による**商品価値の訴求**
- ✓ 農業遺産の**認知度向上**



静岡水わさび



認定商品
(伝統的な手法で作られた食塩)



認定商品に付けられるロゴマーク

3. 地域の活性化

- ✓ **多様な主体の参画**を促進
 - ・ 新たなつながり、活動の創出
 - ・ 地域外からの参画者の取り込み
- ✓ **国内外からの観光客の増加**



落ち葉堆肥農法
「体験落ち葉掃きイベント」
／埼玉県武蔵野地域

水田に遡上してきた魚の
「生きもの観察会」
／滋賀県琵琶湖地域

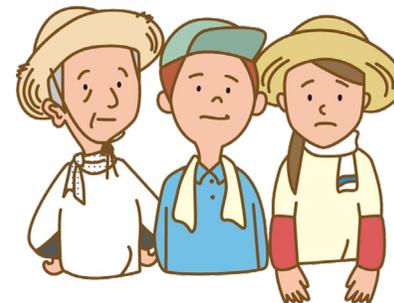


美しいランドスケープは、認定地域が
有する魅力的な地域資源の一つ

農業遺産オフィシャルサポーター制度について

農業遺産地域の課題

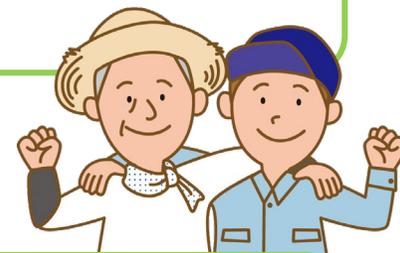
- ・ 高齢化等による人手不足
- ・ 経済活動や地域の活力の減退
- ・ 地域としての認知度拡大



地域住民だけでは、農業遺産の保全・継承が困難

課題を解決するために

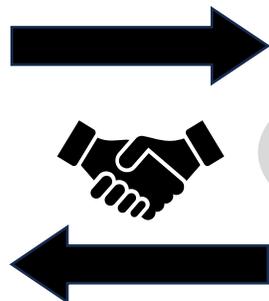
地域内外の多様な主体との協働によって関係人口を増やし、**農業遺産**としての価値を高めていくことが重要



農業遺産に関する周知活動等の取組を継続的に実施する企業等を農林水産省が認定する**農業遺産オフィシャルサポーター制度**※を創設

※令和7年度は試行版、令和8年度から本格運用予定

農業遺産オフィシャルサポーター制度を通じて実現したいこと

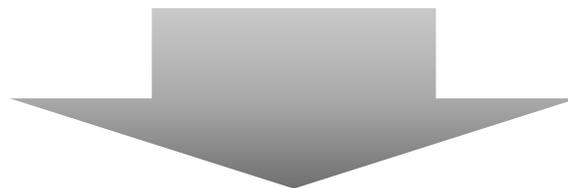


課題

- ・ 人手不足
- ・ 経済活動・地域の活力の減退
- ・ 地域としての認知度拡大 etc...

⇒ 農業遺産の将来への継承が困難に

農業遺産地域×企業間の
交流・連携により
地域や産業を共に活性化



メリット

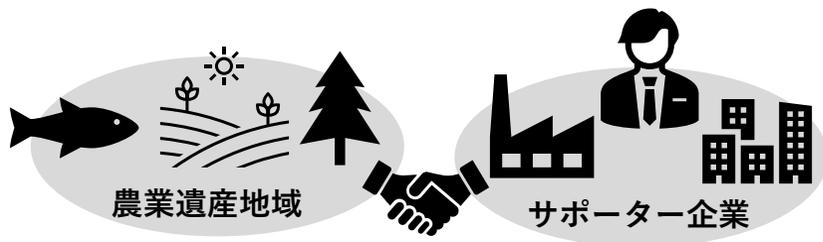


- ・ 地域との関係性強化
- ・ 社会貢献活動を通じた人材育成
- ・ 組織の社会的価値の向上
- ・ 社員エンゲージメントの向上
- ・ 商品力の強化 etc...

みんなの手による
次世代に向けた農業遺産地域の継承

農業遺産オフィシャルサポーターのメリット

農業遺産地域との
新たなマッチング支援



地域との関係強化

認定証交付・農林水産省
HPでの公表



企業イメージの向上

農業遺産関連活動を通じた社会貢献



従業員エンゲージメントの向上

サポーター企業間の交流



新たなビジネスへの展開

農業遺産ロゴマークの使用



※各地域独自のロゴ、又は農業遺産オフィシャルサポーターロゴ（今後作成予定）

商品・サービス力の強化

対象となるサポーター活動

次のいずれかの取組を継続的に実施する企業・団体を認定

※補助、委託等を除く

農業遺産のPR

1 企業等の Web ページ、SNS、広報誌、ポスター等への情報掲載

2 農業遺産に関する広報資料の配布・掲示、アナウンス等

3 各種イベント、セミナー、学会、講座、研修等での紹介

農業遺産の保全

4 農業遺産地域が実施する保全活動への参加、協賛等

教育・体験活動

5 農業遺産に係る教育活動、体験活動等の機会の提供

商品開発

6 農業遺産に係る地域資源を活用した商品の開発・販売
(原則、農業遺産地域と一体となってPRを行うもの)

その他の地域振興

7 その他、農業遺産地域の振興に資すると農林水産省が認める取組

農業遺産オフィシャルサポーター認定の流れ

パターンA

特定の地域とともに活動を開始

A社

地域協議会

申請
(活動対象の地域の
意見書が必要)



意見書

パターンB

広域的な活動等を開始
(※特定の地域を対象としない活動)

B社

申請
(地域の意見書が
なくてもよい)

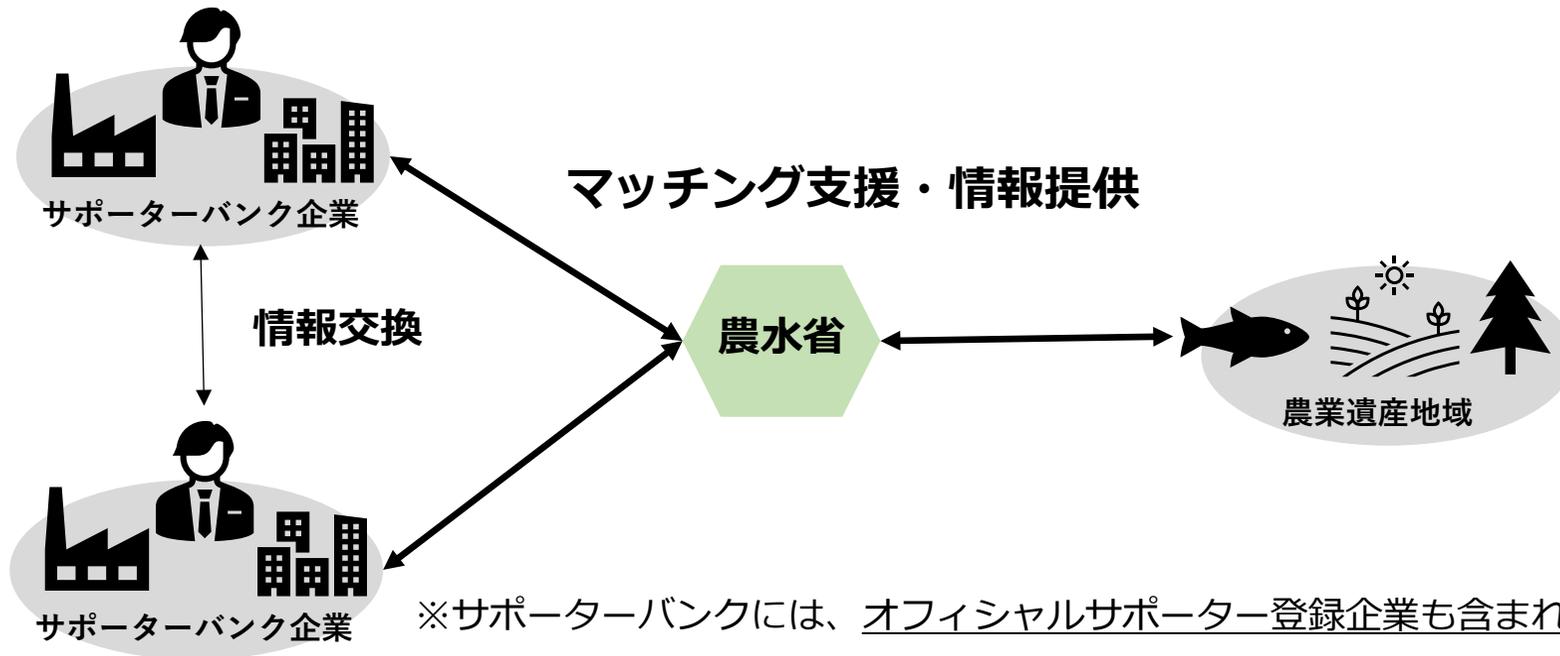
農林水産省

活動内容及び活動状況を踏まえ

「農業遺産オフィシャルサポーター」に認定

サポーターバンクについて

これから農業遺産地域での取組を開始しようと考えていただく企業・団体の皆様のために、情報交換のコミュニティを設け、マッチングを支援します。



是非、この機会に

- **農業遺産オフィシャルサポーター**
- **サポーターバンク**

への**登録**をご検討ください！！

農業遺産オフィシャルサポーター制度
について、**詳しくはコチラ**から ⇒
(農林水産省ホームページにリンク)



ご清聴ありがとうございました